NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

回	覧		

日経東発第60017009･60017010号
令和3年5月26日

区画整理課長
都市整備課長
都市計画課長
土地区画整理組合事務局長　殿

オンライン参加可能

一般社団法人 日本経営協会
理事長　岡島　芳明

NOMA行政管理講座開催（ご案内）

移転と補償・直接施行の実務

～事業を停滞させないための移転計画と直接施行の実施を視野に～

＜令和３年８月23日(月)・24日(火)＞

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

今日、土地区画整理事業は、既成市街地の再生・再構築や密集市街地の解消等に資する事業としてその重点をシフトしており、それゆえ、全事業費に占める建築物等の移転補償費の割合が膨張しているといわれています。さらに不動産市況の低迷が続く現在、一層の事業期間の短縮、ひいては事業費の軽減を図ることが急務となっています。

こうしたなかで、移転協議が不調の場合、施行者本来の施行責務を全うするためにはどうしたらいいのか、国土交通省の全国市街地整備主管課長会議においても、事業長期化に伴う事業の見直しにあたっての留意事項として、今後の改善点・検討の方向性として「一部の地権者の交渉が難航しているケースにおいて、適切な時期に直接施行の検討が行われるように周知徹底すべき」という直接施行の適期検討ルールの徹底が示されています。今回、幾多のご経験をもとに実務に精通された宇土行次郎氏をお迎えしご指導いただく標記講座を、下記の通り開催いたします。

時節柄ご多忙とは存じますが、この機会に関係者の方々のご参加をおすすめ申しあげます。

敬　具

記

日　　時：令和３年８月23日(月)　13:00～17:00（12:30から受付）
　　８月24日(火)　9:30～16:30

講　　師：昭和株式会社
　　西日本事業部担当部長　　宇土　行次郎氏

会　　場：日本経営協会内専用教室
　　（東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8）
　　オンライン会場（Zoom による Live 配信）

参加料（負担金）：会員（1名）　31,900円（税込）
　　一般（1名）　35,200円（税込）

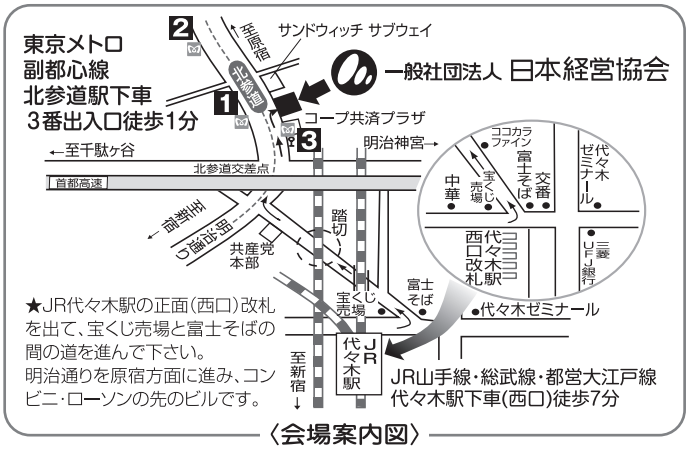

〈会場案内図〉

申込方法：①Ｗｅｂ申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。（オンライン参加の場合はできるだけ web からお申込みください）
②ＦＡＸまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催３営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは会場参加の場合は開催日の３営業日前までに、オンライン参加の場合は５営業日前までにお願いいたします。
・本講座は、会場参加・オンライン参加それぞれ定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。
開催日の３営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項
・オンライン参加をご選択いただいた方には別途詳細をご案内いたします。
・テキストは事前に送付もしくはデータ送信させていただきます。

お申込み
お問合せ先
一般社団法人 日本経営協会
（お問合せは平日の月曜日～金曜日の９：15～17：15にお願いいたします）
東京本部　企画研修グループ
〒151-8538　東京都渋谷区千駄ケ谷3−11−8
TEL(03)3403−1891(直)　FAX(03)3403−1130
E-mail:tks@noma.or.jp　URL http://www.noma.or.jp

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

★WEBからもお申込みできます！ オンラインを申込される場合はできるだけWEBからの申し込みをお願いいたします。

http://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx　NOMA　講座　検索

▶プログラム◀

1．土地区画整理事業における損失補償
（1）損失補償の原則
①損失補償と損害賠償
②公共用地の取得に伴う損失補償要綱について（制定の経過～原則）
（2）土地区画整理事業での損失補償の原則
①土地区画整理事業での移転の義務者
②移転等に伴う損失補償
③仮換地の指定に伴う損失補償
（3）損失補償基準及び細則
①土地区画整理事業での損失補償基準の特徴
②損失補償基準及び細則の内容
（4）移転工法の種類及び認定
①移転工法の種類
②移転工法の認定の方法
③移転方法の検討
④再築補償率とは
（5）損失補償費の算定方法
①建築物の移転料
②工作物（附帯工作物）の移転料
③立竹木の移転料
④動産の移転料
⑤仮住居の使用に要する費用
⑥家賃減収の補償
⑦借家人に対する補償
⑧改葬の補償
⑨祭祀料
⑩営業の補償
⑪立毛の補償
⑫移転雑費
⑬法第 101 条に伴う損失補償
（6）任意協議と補償契約
①任意協議（協議移転）とは
②補償契約の方法
③補償金の支払い時期、方法
④補償金の供託

2．土地区画整理事業における移転・施工計画
（1）移転計画・施工計画の目的
①必要性
②目的
③作成の順位
（2）移転・施工工区の検討
①概略工区・優先順位の検討
②移転工法の検討
（3）移転・施工計画の作成
①概略工区・優先順位の設定
②移転・施工計画図・工程表の作成
（4）仮住居・仮営業所の検討
①金銭補償と現物補償
②仮住居の建設シミュレーション
③仮営業所の入居条件等の検討

3．直接施行
（1）直接施行の概要
①直接施行とは
②収用事業と土地区画整理事業の比較
③直接施行の前段の処分
④直接施行の実施要件
⑤国土交通省の指導
⑥直接施行の対象項目
⑦直接施行での移転工法の検討
⑧直接施行での動産の扱い
⑨占有者の退去
⑩同意型施行と非同意型施行
⑪直接施行ができないケース
（2）直接施行の計画・準備
①実施計画及び事務分掌、執行組織
②実施設計書の作成
③行動計画の作成
④実施要領の作成
⑤様式書類の整理
⑥仮住居・仮倉庫の準備
⑦関係機関への依頼
（3）直接施行の工程
①行政処分から執行までの実施工程
②執行開始から完了までの執行工程
（4）直接施行の執行
①執行宣言～完了宣言
②直接施行の執行状況（事例紹介）
（5）直接施行の執行後の対応
（法定協議～裁決申請）
①損失補償金に関する法定協議
②収用委員会への裁決申請～裁決
③損失補償金の供託
（6）直接施行の執行と回避の状況
①居住用建物に対する直接施行の状況
②工作物に対する直接施行の状況

講座申込み：ＦＡＸ（03）3403-1130

60017009・60017010 『移転と補償・直接施行の実務』参加申込書　※NOMA記入

□会場参加　□オンライン参加（該当欄にレ印）　令和3年8月23日～24日　□会員　□一般（該当欄にレ印）

役所名		電　話	（　　）　内線				<ご連絡担当者>
		ＦＡＸ	（　　）				所属
所在地	〒						フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験 年数	年 ケ月		メールアドレス
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験 年数	年 ケ月		<連絡事項欄> ※オンライン参加の場合はメールアドレスを必ずご記入ください

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理　②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内
②がご不要の場合は□にチェックしてください。―― □不要

（経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください）